

○北海道資源管理方針の一部改正について

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき、北海道資源管理方針(以下「道方針」という。(令和2年12月25日公表))の一部を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前(令和2年12月25日公表)
<p>(別紙1-4 くらまぐろ(小型魚))</p> <p>第1 特定水産資源 くらまぐろ(小型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 北海道くらまぐろ(小型魚)漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)</p> <p>② 対象とする漁業 <u>北海道</u>に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う<u>次の漁業</u></p> <p><u>ア</u> 定置網漁業(知事が免許する漁業で漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第60条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業(小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。)並びに北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94</p>	<p>(別紙1-4 くらまぐろ(小型魚))</p> <p>第1 特定水産資源 くらまぐろ(小型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 北海道くらまぐろ(小型魚) <u>渡島定置網</u>漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)</p> <p>② 対象とする漁業 <u>渡島総合振興局管内</u>に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業(知事が免許する漁業で漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第60条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業(小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。)並びに北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号。)第5条第1項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下</p>

号。) 第5条第1項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

イ 沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会又は太平洋広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。)

ウ まぐろはえ縄漁業(渡島海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。)

エ まぐろ釣り漁業(日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。)

オ まぐろを採捕する漁業(定置網漁業、沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業以外のくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間(注) 漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認める期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

(2から19まで削除)

同じ。)

③ 漁獲可能期間(注) 漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

2 北海道くろまぐろ(小型魚) 檜山定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

檜山振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地があ

る者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

3 北海道くろまぐろ（小型魚）石狩・後志定置網漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

石狩振興局及び後志総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

4 北海道くろまぐろ（小型魚）胆振定置網漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

胆振総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

5 北海道くろまぐろ（小型魚）日高定置網漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

日高振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

6 北海道くろまぐろ（小型魚）十勝定置網漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

十勝総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

7 北海道くろまぐろ（小型魚）釧路定置網漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

釧路総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の1の(2)に同じ

8 北海道くろまぐろ(小型魚)根室定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

根室振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間(注)漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の1の(2)に同じ

9 北海道くろまぐろ(小型魚)オホーツク定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

オホーツク総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間(注)漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の1の(2)に同じ

10 北海道くろまぐろ(小型魚)宗谷定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

宗谷総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

11 北海道くろまぐろ（小型魚）留萌定置網漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

留萌振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

12 北海道くろまぐろ（小型魚）渡島漁船漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

渡島総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会又は太平洋広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）、まぐろはえ縄漁業（渡島海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）、まぐろ釣り漁業（日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）、まぐろを採捕する漁業（定置網

漁業、沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業以外のくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

13 北海道くろまぐろ（小型魚）檜山漁船漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

檜山振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の12の（2）に同じ

14 北海道くろまぐろ（小型魚）石狩・後志漁船漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

石狩振興局及び後志総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の12の(2)に同じ

15 北海道くろまぐろ(小型魚)胆振漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

胆振総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間(注)漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の12の(2)に同じ

16 北海道くろまぐろ(小型魚)日高漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

日高振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の12の（2）に同じ

17 北海道くろまぐろ（小型魚）十勝・釧路・根室・オホーツク漁船漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局及びオホーツク総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の12の（2）に同じ

18 北海道くろまぐろ（小型魚）宗谷漁船漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

宗谷総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の12の（2）に同じ

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- (1) 全量を北海道くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。
- (2) 都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を北海道くろまぐろ（小型魚）漁業から加除する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

- (1) 知事管理区分の漁獲量の公表について
法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理漁獲可能量の7割を超える時を基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。
- (2) 漁獲可能量を円滑に管理するためにクロマグロの管理委員会における海

19 北海道くろまぐろ（小型魚）留萌漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

留萌振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の12の（2）に同じ

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- (1) 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本道に配分された漁獲可能量が11.3トンの場合は全量を本道の留保とする。
- (2) 本道に配分された漁獲可能量が管理期間中に11.3トンを超えた場合（他府県等との漁獲可能量の融通、国からの追加配分等）は、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、おおむね3%を本道の留保とし、管理区分毎の融通要望の比率に基づき、それぞれの知事管理区分に配分することとする。
- (3) 道内における管理区分間の漁獲可能量の融通、道の留保の利用（2）で配分した後に発生する、他府県等との漁獲可能量の融通及び国からの追加配分等にあつては、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(1) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- ① 道は、道内の漁業者へ法第32条第2項の規定に基づき知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく資源管理の取組を助言、指導又は勧告した場合は、道内の遊漁者及び遊漁船業者に対しても同様の

<p><u>域毎の割当や採捕期間の設定などについての取組を支援する。</u></p> <p><u>(3) 遊漁者及び遊漁船業者に対しては、広域漁業調整委員会指示による規制内容を道のホームページなどを通じて広く周知するとともに、国と連携しながら現地における巡回指導を行う。</u></p>	<p><u>助言、指導又は勧告の内容に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。この場合、道は国や他の都府県に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。</u></p> <p><u>② 知事は道内の漁業者へ法第33条第2項に基づき採捕停止命令を発出した場合は、道内の遊漁船業者に対しても同様の資源管理の実施について協力を要請するものとする。</u></p> <p><u>③ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、道は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの資源管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。</u></p>
<p>(別紙1-5 くろまぐろ(大型魚))</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 北海道くろまぐろ(大型魚)漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)</p> <p>② 対象とする漁業 <u>北海道</u>に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う<u>次の漁業</u></p> <p><u>ア</u> 定置網漁業(知事が免許する漁業で漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第60条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業(小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。)並びに北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。)</p> <p><u>イ</u> <u>沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会又は太平</u></p>	<p>(別紙1-5 くろまぐろ(大型魚))</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 北海道くろまぐろ(大型魚) <u>渡島定置網漁業</u></p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)</p> <p>② 対象とする漁業 <u>渡島総合振興局管内</u>に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業(知事が免許する漁業で漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第60条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業(小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。)並びに北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。)</p>

洋広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。)

ウ まぐろはえ縄漁業（渡島海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。)

エ まぐろ釣り漁業（日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。)

オ まぐろを採捕する漁業（定置網漁業、沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業以外のくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業をいう。)

- ③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間
4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）
陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

（2から19まで削除）

- ③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間
4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

2 北海道くろまぐろ（大型魚）檜山定置網漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
檜山振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業
- ③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の1の(2)に同じ

3 北海道くろまぐろ(大型魚)石狩・後志定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

石狩振興局及び後志総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間(注)漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の1の(2)に同じ

4 北海道くろまぐろ(大型魚)胆振定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

胆振総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間(注)漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の1の(2)に同じ

5 北海道くろまぐろ(大型魚)日高定置網漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

日高振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

6 北海道くろまぐろ（大型魚）十勝定置網漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

十勝総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

7 北海道くろまぐろ（大型魚）釧路定置網漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

釧路総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

8 北海道くろまぐろ（大型魚）根室定置網漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

根室振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

４月～翌年３月

（２）漁獲量の管理の手法等

第２の１の（２）に同じ

9 北海道くろまぐろ（大型魚）オホーツク定置網漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

オホーツク総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

４月～翌年３月

（２）漁獲量の管理の手法等

第２の１の（２）に同じ

10 北海道くろまぐろ（大型魚）宗谷定置網漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

宗谷総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

11 北海道くろまぐろ（大型魚）留萌定置網漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

留萌振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の1の（2）に同じ

12 北海道くろまぐろ（大型魚）渡島漁船漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

渡島総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

13 北海道くろまぐろ（大型魚）檜山漁船漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

檜山振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の12の（2）に同じ

14 北海道くろまぐろ（大型魚）石狩・後志漁船漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

石狩振興局及び後志総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の12の(2)に同じ

15 北海道くろまぐろ(大型魚)胆振漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

胆振総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間(注)漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の12の(2)に同じ

16 北海道くろまぐろ(大型魚)日高漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

日高振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間(注)漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の12の(2)に同じ

17 北海道くろまぐろ(大型魚)十勝・釧路・根室・オホーツク漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局及びオホーツク総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の12の（2）に同じ

18 北海道くろまぐろ（大型魚）宗谷漁船漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

宗谷総合振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

第2の12の（2）に同じ

19 北海道くろまぐろ（大型魚）留萌漁船漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

留萌振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 全量を北海道くろまぐろ（大型魚）漁業に配分する。

(2) 都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を北海道くろまぐろ（大型魚）漁業から加除する。

(削除)

第4 その他資源管理に関する重要事項

(1) 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理漁獲可能量の7割を超える時を基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(2) 漁獲可能量を円滑に管理するためにクロマグロの管理委員会における海域毎の割当や採捕期間の設定などについての取組を支援する。

(3) 遊漁者及び遊漁船業者に対しては、広域漁業調整委員会指示による規制内容を道のホームページなどを通じて広く周知するとともに、国と連携しながら現地における巡回指導を行う。

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2の12の(2)に同じ

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量の知事管理区分への当初配分は、平成26年度から平成29年度の漁獲実績と、平成22年度から平成24年度の小型魚の漁獲実績とを合わせて勘案し、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、それぞれの知事管理区分に配分するものとする。

(2) 他都府県等との漁獲可能量の融通及び国からの追加配分にあつては、本道に配分された漁獲可能量をもとに、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、当初の漁獲可能量のおおむね5%を留保した上で、平成26年度から平成29年度の漁獲実績と平成22年度から平成24年度の小型魚の漁獲実績とを合わせて勘案して、それぞれの知事管理区分に配分するものとする。

(3) その上で、他都府県等とのさらなる漁獲可能量の融通、道の留保の利用、道内における知事管理区分間の漁獲可能量の融通について、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(1) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

① 道は、道内の漁業者へ道方針及び法第32条第2項の規定に基づき知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく資源管理の取組を助言、指導又は勧告した場合は、道内の遊漁者及び遊漁船業者に対しても同様の助言、指導又は勧告の内容に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。この場合、道は国や他の都府県に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 知事は道内の漁業者へ法第33条第2項に基づき採捕停止命令を発出し

	<p><u>た場合は、道内の遊漁船業者に対しても同様の資源管理の実施について協力を要請するものとする。</u></p> <p><u>③ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、道は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの資源管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。</u></p>
<p>(別紙 1 - 6 すけとうだら太平洋系群)</p> <p>第 1 特定水産資源 すけとうだら太平洋系群</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 北海道すけとうだら道南太平洋漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 道南太平洋海域（東経 152 度 59 分 46 秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの松前・上磯両郡界から山越・虻田両郡界に至る間の渡島総合振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内沖合海域。以下同じ。）</p> <p>② 対象とする漁業 すけとうだら漁業（北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 94 号。以下「漁業調整規則」という。）第 5 条第 1 項(6)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間 4 月～翌年 3 月</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで</p>	<p>(別紙 1 - 6 すけとうだら太平洋系群)</p> <p>第 1 特定水産資源 すけとうだら太平洋系群</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 北海道すけとうだら道南太平洋漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 道南太平洋海域（東経 152 度 59 分 46 秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの松前・上磯両郡界から山越・虻田両郡界に至る間の渡島総合振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内沖合海域。以下同じ。）</p> <p>② 対象とする漁業 すけとうだら漁業（北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 94 号。以下「漁業調整規則」という。）第 5 条第 1 項(6)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間 4 月～翌年 3 月</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで</p>

- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

2 北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

道南太平洋海域

② 対象とする漁業

定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下同じ。）第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び同条第 5 項第 2 号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに漁業調整規則第 5 条第 1 項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、すけとうだらを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、すけとうだら漁業及び定置網漁業を除くすけとうだらを採捕する漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4 月～翌年 3 月

（2）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

2 北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

道南太平洋海域

② 対象とする漁業

定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下同じ。）第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び同条第 5 項第 2 号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに漁業調整規則第 5 条第 1 項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、すけとうだらを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、すけとうだら漁業及び定置網漁業を除くすけとうだらを採捕する漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4 月～翌年 3 月

（2）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 北海道すけとうだら道東太平洋漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

道東太平洋海域（東経 152 度 59 分 46 秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内沖合海域（ただし、根室海峡海域（斜里郡と目梨郡との境界にある知床岬突端と根室市納沙布岬突端との間の海域のうちの北海道沖合海域を除く。)) 以下同じ。)

② 対象とする漁業

すけとうだら漁業（漁業調整規則第 5 条第 1 項(6)及び(13)に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4 月～翌年 3 月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

4 北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

道東太平洋海域

② 対象とする漁業

定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業

3 北海道すけとうだら道東太平洋漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

道東太平洋海域（東経 152 度 59 分 46 秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内沖合海域（ただし、根室海峡海域（斜里郡と目梨郡との境界にある知床岬突端と根室市納沙布岬突端との間の海域のうちの北海道沖合海域を除く。)) 以下同じ。)

② 対象とする漁業

すけとうだら漁業（漁業調整規則第 5 条第 1 項(6)及び(13)に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4 月～翌年 3 月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

4 北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

道東太平洋海域

② 対象とする漁業

定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 当初の配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における直近3カ年の漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

2 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

(1) 資源管理基本方針（令和3年2月22日農林水産省告示第282号。以下同じ。）別紙2-8の第6の1(2)に基づき、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊に伴う漁獲可能量の追加に係る配分があった場合は、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分する。

(2) 資源管理基本方針別紙2-8の第6の1(3)に基づき、翌管理年度の漁獲可能量から差し引きが行われることとなった時は、その全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業の漁獲可能量から差し引く。

(3) 資源管理基本方針別紙2-8の第6の1(4)に基づき、翌管理年度の漁獲可能量に追加が行われることとなった時は、1の規定に基づく配分を行う。

3 漁獲可能量の融通に伴う追加

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 当初の配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における直近3カ年の漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

2 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

(1) 資源管理基本方針（令和3年2月22日農林水産省告示第282号。以下同じ。）別紙2-8の第6の1(2)に基づき、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊に伴う漁獲可能量の追加に係る配分があった場合は、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分する。

(2) 資源管理基本方針別紙2-8の第6の1(3)に基づき、翌管理年度の漁獲可能量から差し引きが行われることとなった時は、その全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業の漁獲可能量から差し引く。

(3) 資源管理基本方針別紙2-8の第6の1(4)に基づき、翌管理年度の漁獲可能量に追加が行われることとなった時は、1の規定に基づく配分を行う。

3 漁獲可能量の融通に伴う追加

大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う数量の変更については、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、下表のとおりとする。

知事管理区分	漁獲努力量
北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業	8,000 隻
北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業	6,400 隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙1-7すけとうだら日本海北部系群)

第1 特定水産資源

すけとうだら日本海北部系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 北海道すけとうだら日本海漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

日本海海域（稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域のうちの宗谷総合振興局管内、留萌振興局管内、石狩振興局管内、後志総合振興局管内、檜山振興局管内並びに久遠・二海両郡界から二海・爾志両郡界に至る間及び檜山・松前両郡界から松前・上磯両郡界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域。以下同じ。）

② 対象とする漁業

すけとうだら漁業（漁業調整規則第5条第1項(6)及び(13)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う数量の変更については、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、下表のとおりとする。

知事管理区分	漁獲努力量
北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業	8,000 隻
北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業	6,400 隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙1-7すけとうだら日本海北部系群)

第1 特定水産資源

すけとうだら日本海北部系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 北海道すけとうだら日本海漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

日本海海域（稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域のうちの宗谷総合振興局管内、留萌振興局管内、石狩振興局管内、後志総合振興局管内、檜山振興局管内並びに久遠・二海両郡界から二海・爾志両郡界に至る間及び檜山・松前両郡界から松前・上磯両郡界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域。以下同じ。）

② 対象とする漁業

すけとうだら漁業（漁業調整規則第5条第1項(6)及び(13)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

2 北海道すけとうだら日本海その他漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

日本海海域

② 対象とする漁業

定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

2 北海道すけとうだら日本海その他漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

日本海海域

② 対象とする漁業

定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

（2）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における直近3カ年の漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

なお、資源管理基本方針別紙2-9の第6の3に基づき、漁獲可能量の未利用分の繰越しに伴う漁獲可能量の追加があった場合は、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分する。

また、大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う数量の変更についても、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の北海道すけとうだら日本海その他漁業管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、12,600隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

（別紙1-8すけとうだらオホーツク海南部）

第1 特定水産資源

すけとうだらオホーツク海南部

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法 等

1 北海道すけとうだらオホーツク海漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

オホーツク海海域（東経152度59分46秒の線と稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域のうち、宗谷総合振興局管内及びオホーツク総合振興局管内沖合海域。

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における直近3カ年の漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

なお、資源管理基本方針別紙2-9の第6の3に基づき、漁獲可能量の未利用分の繰越しに伴う漁獲可能量の追加があった場合は、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分する。

また、大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う数量の変更についても、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の北海道すけとうだら日本海その他漁業管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、12,600隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙1-8すけとうだらオホーツク海南部）

第1 特定水産資源

すけとうだらオホーツク海南部

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法 等

1 北海道すけとうだらオホーツク海漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

オホーツク海海域（東経152度59分46秒の線と稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域のうち、宗谷総合振興局管内及びオホーツク総合振興局管内沖合海域。

以下同じ。)

② 対象とする漁業

すけとうだら漁業（漁業調整規則第5条第1項(6)及び(13)に掲げる漁業をいう。）、定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を北海道すけとうだらオホーツク海漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、5,500隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙1-9すけとうだら根室海峡)

第1 特定水産資源

すけとうだら根室海峡

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 北海道すけとうだら根室海峡漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

根室海峡海域（斜里郡と目梨郡との境界にある知床岬突端と根室市納沙布岬突端との間の海域のうちの北海道沖合海域。ただし、漁業調整規

以下同じ。)

② 対象とする漁業

すけとうだら漁業（漁業調整規則第5条第1項(6)及び(13)に掲げる漁業をいう。）、定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を北海道すけとうだらオホーツク海漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、5,500隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙1-9すけとうだら根室海峡)

第1 特定水産資源

すけとうだら根室海峡

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 北海道すけとうだら根室海峡漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

根室海峡海域（斜里郡と目梨郡との境界にある知床岬突端と根室市納沙布岬突端との間の海域のうちの北海道沖合海域。ただし、漁業調整規

<p>則第 33 条第 1 項に基づく別表第 3 に掲げる区域を除く。以下同じ。)</p> <p>② 対象とする漁業 すけとうだら漁業（漁業調整規則第 5 条第 1 項(6)及び(13)に掲げる漁業をいう。)、定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間 4 月～翌年 3 月</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する<u>期間</u>を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの<u>期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）</u></p> <p>陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業区分に配分する。</p> <p>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 特になし。</p>	<p>則第 33 条第 1 項に基づく別表第 3 に掲げる区域を除く。以下同じ。)</p> <p>② 対象とする漁業 すけとうだら漁業（漁業調整規則第 5 条第 1 項(6)及び(13)に掲げる漁業をいう。)、定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間 4 月～翌年 3 月</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する<u>場合</u>を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業区分に配分する。</p> <p>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 特になし。</p>
<p>(別紙 1-10 するめいか)</p> <p>第 1 特定水産資源 するめいか</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 北海道するめいか<u>を採捕する</u>漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ① 水域 ②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域</p>	<p>(別紙 1-10 するめいか)</p> <p>第 1 特定水産資源 するめいか</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 北海道するめいか漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ① 水域 ②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域</p>

② 対象とする漁業

北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う次の漁業

ア いか釣り漁業（漁業調整規則第5条第1項(16)に掲げる漁業をいう。ただし、5トン以上船を除く。以下同じ。）

イ 定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに漁業調整規則第5条第1項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

ウ するめいかを採捕するその他漁業（いか釣り漁業、定置網漁業を除くするめいかを採捕する漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 全量を、北海道するめいかを採捕する漁業に配分する。

2 都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を、北海道するめいかを採捕する漁業から加除する。

② 対象とする漁業

いか釣り漁業（漁業調整規則第5条第1項(16)に掲げる漁業をいう。ただし、5トン以上船を除く。以下同じ。）、定置網漁業、するめいかを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、いか釣り漁業、定置網漁業を除くするめいかを採捕する漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

4月～翌年3月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を北海道するめいか漁業区分に配分する。

<p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 特になし。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <u>漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、20,100隻とする。</u></p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項 特になし</p>
---	---